

厚生科学研究研究費補助金

政策科学推進研究事業

年金課税の制度変更が社会経済に与える影響に関する研究

平成 13 年度 総括研究報告書

主任研究者 奥村 明雄

平成 14 年（2002 年）4 月

目 次

I 総括研究報告書

年金課税の制度変更が社会経済に与える影響に関する研究
奥村明雄・高橋徹・光行恭彦

研究概要	1
第1章 公的年金課税の概要	4
第2章 現行の公的年金課税に関する指摘事項等	19
第3章 公的年金等控除の見直しにともなう影響	23
第4章 まとめ	66

参考資料1 年金課税に関する提言事項一覧

参考資料2 所得階級別 公的年金・恩給受給額階級別 人数分布

参考資料3 公的年金等控除見直しによる所得税の1世帯あたり平均増加額

II 分担研究報告書

特になし

III 研究成果の刊行に関する一覧表

特になし

IV 研究成果の刊行物・別刷

特になし

厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
（総括）研究報告書

年金課税の制度変更が社会経済に与える影響に関する研究

研究期間＝2001年-2002年

研究年度＝2001年

主任研究者 奥村明雄（財団法人年金総合研究センター専務理事）

研究概要

【研究要旨】

本年度は、公的年金課税の現状及びこれまでの制度変更の経緯を調査し、併せて現状の公的年金課税の問題点を整理した上で、その対応策として公的年金等控除を見直しした場合の影響について、複数のケースについて試算を実施した。本年度の研究成果としては、公的年金等控除を見直す場合の複数のケースについて、各ケースがどの程度公的年金課税の問題点を解消するかを明らかにした点にある。

分担研究者 高橋徹（財団法人年金総合研究センター主任研究員）

分担研究者 光行恭彦（財団法人年金総合研究センター主任研究員）

A. 研究目的

公的年金等控除を中心とした年金課税のあり方について、世代間・世代内の公平性に関する問題とその社会経済に与える影響の大きさから、政策課題として各方面で議論されているが、その制度を変更した場合の具体的な影響を定量的に分析することにより、判断材料を提供し議論の実効性を高めることが本研究の目的である。

B. 研究方法

世代間・世代内の公平性確保を検討する上では、社会保障制度のみならず税制や家計の消費行動・貯蓄行動への影響等についても総合的に検討する必要があるものと考えられる。しかし、大部分の高齢者の年金給付を事実上非課税のものとしている公的年金等控除においては、社会経済に与える影響が極めて大きなものとなっている。

従って、公的年金等控除の制度変更が社会経済に与える影響について、次のようなアプローチで検討を実施した。

まず、公的年金課税の現状及びここまでの制度変更の経緯を調査することで、現状の公

的年金税制の位置付けや、諸外国の課税方式との違い等を把握した。

次に、現状の公的年金課税の問題点に対する提言を幅広くサーベイし、問題点として議論されている点について整理を行った。具体的には、世代間のバランスと世代内のバランス各々に、不均衡が生じている点があげられる。公的年金税制の位置付けを踏まえ、現在の制度が不均衡の状態をもたらしている原因を把握した。

それらを踏まえて、現状の問題点へ対応するために、公的年金等控除を見直すことによる影響を、複数のケースについて試算した。具体的には、所得税や住民税及び国民健康保険の保険料（税）が、公的年金等控除を見直すことで、どの程度の影響となるかを分析したものである。

この影響の試算については以下の方法を採用した。平成10年度の国民生活基礎調査の個票を再集計し、年金受給者の年齢及び有配偶状況により類型化した所得額と公的年金額の分布を作成した。この分布をもとに複数にグルーピングし、公的年金等控除を見直す複数のケースについて、所得税額等の変化を算出して積み上げ、全体としての影響を試算した。さらにそれぞれの結果について、現状の問題点への対応状況もあわせて考察した。

C. 研究結果

上記方法での試算を、大きく分類すると以下の5つのケースについて実施した。（詳細には11のケースについて実施）

- ① 公的年金等控除を全廃するケース
- ② 公的年金等控除を定額控除の仕組みに改めるケース
- ③ 定額＋定率の現行の公的年金等控除の仕組みを維持しつつ、全体として控除水準を引き下げるケース
- ④ 公的年金等控除の適用要件に所得制限を追加するケース
- ⑤ 上記②と④を組み合わせたケース

①のケースは、現役世代の方が高齢者世代よりも税負担が軽くなり、現状とは逆の世代間不均衡を招くこととなった。

②のケースでは、世代間・世代内のバランスにおける不均衡が、一定程度改善する結果となった。

③のケースでは、世代間のバランスにおける不均衡がほぼ解消する形となったが、世代内のバランスについては、不均衡が維持されたままとなった。

④のケースでは、世代間のバランスに対しては不均衡を是正することは困難であったが、世代内のバランスにおける不均衡に対しては、一定の解決策になることが確認できた。

⑤のケースでは、世代間及び世代内のバランスにおける不均衡に対して、一定の解決策になることが確認できた。

D. 考察

「公的年金課税の制度変更が及ぼす具体的な影響を定量的に分析し、判断材料を提供し議論の実効性を高める」という本研究の目的は、試算結果を踏まえると概ね達成することができた。なぜならば、公的年金等控除の見直しによる影響を、複数のケースについて試算した結果、世代間及び世代内のバランスにおける不均衡の問題を解決に導くようなケースが確認されたためである。

E. 結論

以上のような検討を踏まえると、本研究全般は以下のようにまとめられる。

(1) 公的年金課税の現状

拠出時及び運用時非課税・給付時も実質非課税といった状況となっており、租税原則の観点や諸外国の課税方式と比較しても、我が国の課税体系は特殊なものとなっている。

(2) 公的年金給付に係る税制についての経緯

公的年金等控除は、他の所得との間での負担調整措置という観点と、標準的な年金額までは非課税という2つの観点から創設されている。

(3) 公的年金課税の問題点に対する提言

現役世代と高齢者世代におけるバランスと、高齢者世代内におけるバランスともに不均衡な状況となっている。また租税原則の観点からも、特殊な体系となっている。その原因は、他の所得との間での負担調整幅が合理的と考えられる範囲を超えていることと、標準的に非課税としようとしている対象が、総所得額ではなく年金額となっていることが考えられる。

(4) 公的年金等控除の見直しによる影響

世代間バランス、世代内バランス、及びその両方の不均衡を是正すべく、複数のケースに基づきその影響を試算。その結果、それらについて一定の解決策となるようなケースも確認された。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

特に予定なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特に予定なし

第1章 公的年金課税の概要

1. 公的年金課税の現状

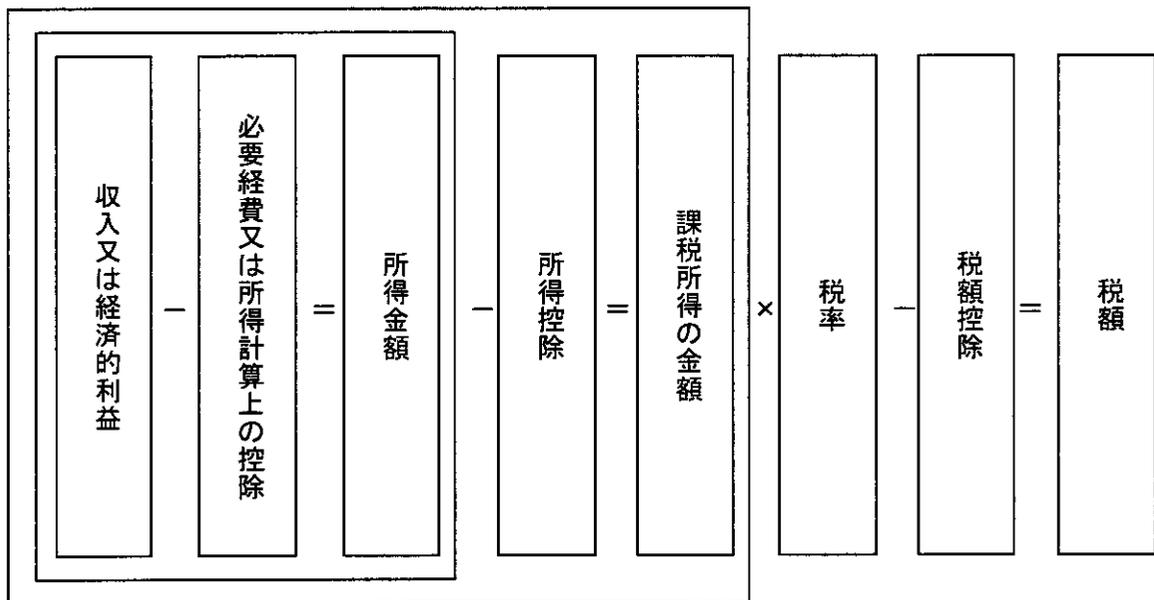
(1) 所得税・住民税の仕組み

a. 所得税の仕組み

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得にかかる税金である。基本的な仕組みとしては、まず収入または経済的利益から必要経費等を差し引いて得られた所得金額に、所得控除を行うことで課税所得を求める。この課税所得に税率をかけて、税額控除をした結果が所得税額となる（図表1-1）。

所得金額を計算する際には、所得税の負担を所得の種類に応じ適正かつ妥当なものにしようとする観点から、所得は10種類に区分されている（図表1-2）。また、課税所得を求める際には各種控除が認められている（図表1-3）。

図表1-1 所得税の基本的な仕組み



(出典) 財務省ホームページをもとに作成

図表 1-2 所得の種類と計算方法

種類	内容		計算方法	
①利子所得	預貯金・国債などの利子の所得		収入金額＝所得金額	
②配当所得	株式や出資の配当などの所得		(収入金額)－(株式などを所有するための借入金の利子) ※事業・譲渡・雑所得の基因となった借入金の利子は除く	
③不動産所得	土地や建物を貸している場合の所得		(総収入金額)－(必要経費)	
④事業所得	商工業・農業などの事業をしている場合の所得		(総収入金額)－(必要経費)	
⑤給与所得	給料・賃金・ボーナスなどの所得		(収入金額)－(給与所得控除額または必要経費)	
⑥退職所得	退職金・一時恩給などの所得		{(収入金額)－(退職所得控除額)}× $\frac{1}{2}$	
⑦山林所得	山林の立木を売った場合の所得		(総収入金額)－(必要経費)－(特別控除額)	
⑧譲渡所得	総合課税	ゴルフ会員権などを売った場合	所有期間 5年以内 (総収入金額)－(取得費および譲渡費用) －(特別控除額)	
		所有期間 5年超	{(総収入金額)－(取得費および譲渡費用) －(特別控除額)}× $\frac{1}{2}$	
	分離課税	土地や建物などを売った場合	所有期間 5年以内	(総収入金額)－(取得費および譲渡費用)
			所有期間 5年超	(総収入金額)－(取得費および譲渡費用) －(特別控除額)
	株式などを売った場合	申告分離課税	(総収入金額)－(取得費および譲渡費用)	
		源泉分離課税	総収入金額×5.25% (転換社債は2.5%)	
⑨一時所得	生命保険の満期一時金・立退料など一時的な所得		{(総収入金額)－(収入を得るために支出した費用) －(特別控除額)}× $\frac{1}{2}$	
⑩雑所得	公的年金・生命保険契約等に基づく年金など①～⑨以外の所得		(総収入金額)－(必要経費または公的年金等控除額)	

※特別控除額は50万円。ただし⑧の分離課税の特別控除額は通常100万円。

(出典)「やさしい税金教室(日本税理士会連合会)」をもとに作成

図表 1 - 3 所得控除の種類と内容 (1 / 2)

種類	内容	控除額 (所得税)
①雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害	(損失額-所得の10%)と(損失額のうち災害関連支出額-5万円)のいずれか多い額
②医療費控除	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	(支払医療費) - (医療費を補填する金額) - (10万円か所得の5%のいずれか少ない額) (最高200万円)
③社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額
④小規模企業共済等掛金控除	中小企業総合事業団に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者共済掛金	全額
⑤生命保険料控除	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	最高5万円
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高5万円
⑥損害保険料控除	居住用の家屋、動産などにかけた火災保険料、傷害保険料、医療費用保険料など	最高1.5万円
⑦寄付金控除	特定寄付金を支払ったとき。	(特定寄付金の支払額)と(所得の25%)のいずれか少ない額-1万円
⑧障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	1人につき 27万円 特別障害者 40万円
⑨老年者控除	年齢が65歳以上で所得が1,000万円以下の人	50万円
⑩寡婦控除	老年者でなく、夫と死別・離婚して扶養親族のある人。または夫と死別し、所得が500万円以下の人	27万円
	所得が500万円以下で子を扶養している人	35万円
⑪寡夫控除	老年者でなく、妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円

図表 1 - 3 所得控除の種類と内容 (2 / 2)

種類	内容	控除額 (所得税)
⑫ 勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下のとき	27 万円
⑬ 配偶者控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき	一般控除対象配偶者 38 万円
		” (同居特別障害者) 73 万円
		老人控除対象配偶者 (70 歳以上) 48 万円
		” (同居特別障害者) 83 万円
⑭ 配偶者特別控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき	最高 38 万円
⑮ 扶養控除	所得が一定金額以下の親族	一般扶養親族 38 万円
		” (同居特別障害者) 73 万円
		特定扶養親族 (年齢 16 歳以上 23 歳未満) 63 万円
		” (同居特別障害者) 98 万円
		老人扶養親族 (70 歳以上) 48 万円
		” (同居特別障害者) 83 万円
		同居老親 (70 歳以上) 58 万円
		” (同居特別障害者) 93 万円
⑯ 基礎控除	本人の控除	38 万円

(出典)「やさしい税金教室 (日本税理士会連合会)」をもとに作成

b. 住民税の仕組み

地方税は道府県税と市町村税からなり (図表 1 - 4)、道府県民税と市町村民税 (2つをあわせて一般に住民税という) だけで、地方税全体の 3 割~4 割程度を占めている。これは住民がその市区町村や都道府県に居住しているが故に負担しなければならない行政上の経費を、能力に応じて負担する性質の税金である。ここでいう住民には個人と法人が含まれ、住民税も個人住民税と法人住民税の二つに分けられる。さらに住民税には、均等割、所得割、利子割 (道府県民税のみ) がある。

均等割とは、納税者の所得金額の多寡に関係ない一定の税額をいい、道府県民税均等割は千円、市町村民税は人口規模により 2 千円から 3 千円が地方公共団体の条例によって標準税率として定められている。しかし、この標準税率とは、都道府県や市町村が税率を定めるときに、通常よるべきものとして地方税法に規定するもので必ずしも義務付けられたものではない。したがって、市町村の財政状態によって差が生ずることもある。

所得割とは、納税者の前年分の所得を基礎にして計算された税額で、納税者の担税力に応じて負担するものである。所得割額の課税所得金額は、所得税の課税対象金額の計算方法とほとんど同様にして求められる。一般の所得（課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額）に対する税率は、道府県民税は課税対象金額が 700 万円以下の部分は 2%、700 万円を超える部分は 3%であり、市町村民税は課税対象額が 200 万円以下の部分は 3%、200 万円を超え 700 万円以下の部分は 8%、700 万円を超える部分は 10%である。ただし、市町村民税の上記税率は標準税率であり、実際は市町村の条例に基づいた税率が適用されることになる。

利子割とは、均等割や所得割と異なり、都道府県だけが課税するもので、居住者が支払いを受ける利子等について 5%の税率で住民税が特別徴収される。

図表 1-4 主な地方税の種類と概要

	税目	納税義務者 課税客体	課税標準	税率
道府県税	道府県民税 (直接税)	道府県内に住所を有する個人、道府県内に事務所等を有する法人等	均等割(個人、法人)… 定額課税	個人…千円 法人…2万円～80万円
			所得割(個人)…前年の所得	2/100, 3/100
			法人税割(法人)…法人税額	5/100
			利子割(個人・法人)…支払を受けるべき利子等の額	5/100
	その他直接税	事業税、自動車税、狩猟者登録税、固定資産税(特例分)、入猟税		
	その他間接税	地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、狩猟者登録税、自動車取得税、軽油引取税		
市町村民税	市町村民税 (直接税)	市町村内に住所を有する法人、市町村内に事務所等を有する法人等	均等割(個人、法人)… …定額課税	個人…2千円～3千円 法人…5万円～300万円
			所得割(個人)…前年の所得	3/100～10/100
			法人税割(法人)…法人税額	12.3/100
			その他直接税	固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税
	その他間接税	市町村たばこ税、入湯税		

(出典) 総務省ホームページをもとに作成

(2) 公的年金課税の概要

公的年金給付に係る税制については、制度ごとに拠出段階から給付段階にいたるまで様々な控除や非課税措置が講じられている（図表1-5）。

拠出段階では公的年金・企業年金について事業主負担分は損金算入でき、本人負担分には全額または一定額の社会保険料控除や生命保険料控除などができる。給付段階では年金給付は雑所得として所得税が課税されるが、公的年金・企業年金・確定拠出年金・国民年金基金については公的年金等控除¹ができる仕組みとなっている。その結果として、年金制度全体としては極めて低い税負担となっているのが現状である。

次に、日本と欧米諸国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）の公的年金税制を比較する（図表1-6）。

掛金拠出段階の事業主負担分は全ての国で全額損金算入できるが、被用者負担分については、フランスだけは我が国同様、全額所得控除でき、アメリカとイギリスでは所得から全く控除できず、ドイツでは限度額が定められている。年金給付段階では、老齢年金は全ての国で課税対象とされているが、遺族年金、障害年金がともに非課税であるのは日本だけであり、掛金拠出段階で日本同様全額所得控除できるフランスも、年金給付段階では全ての年金に対して課税している。また、日本とフランスでは年金給付に対して公的年金等控除が行われている。こうしてみると、我が国の公的年金は欧米諸国と比較して優遇税制がとられていることが分かる。

¹ 公的年金等控除における「公的年金等」の範囲は以下のとおり。

- a. 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員組合法及び農業者年金基金法の規定に基づく年金で老齢を支給事由とするもの
- b. 恩給（一時恩給を除く）及び過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- c. 適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金

図表 1-5 公的年金等に対する課税一覧 (1/2)

	公的年金			企業年金			確定拠出年金	
	国民年金 厚生年金 各種共済	厚生年金基金	確定給付企業年金 (基金型・規約型)	適格退職年金	企業型	個人型		
拠出に対する 控除	事業主	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入 (限度額有)	—		
	従業員	社会保険料控除 (全額)	社会保険料控除 (全額)	生命保険料控除 (一定額)	生命保険料控除 (一定額)	—	小規模企業共済等掛 金控除 (限度額有)	
積立金に対する課税	—	老齢厚生年金の代行 部分の 2.84 倍 ^(注2) を越える部分につい て 1.173%の特別法人 税課税 ^(注3) (超えない場合は非 課税)	積立金のうち、従業 員拠出分を除いた部 分に 1.173%の特別法 人税課税 ^(注3) (特例適年) 代行相当部分の 1.84 倍 ^(注2) を超える部分 について 1.173%の特 別法人税課税 ^(注3)	(一般の適年) 積立金のうち、従業 員拠出分を除いた部 分に 1.173%の特別法 人税課税 ^(注3) (特例適年) 代行相当部分の 1.84 倍 ^(注2) を超える部分 について 1.173%の特 別法人税課税 ^(注3)	1.173%の特別法人税 課税 ^(注3)	1.173%の特別法人税 課税 ^(注3)		
給付に対する課税 (年金受取の場合)	雑所得として所得税 課税 (公的年金等控 除) 障害年金、遺族年金 は非課税	雑所得として所得税 課税 (公的年金等控 除) 障害年金 ^(注4) 、遺族 年金 ^(注4) は非課税	従業員拠出相当分を 除き雑所得として所 得税課税 (公的年金 等控除) 遺族年金には相続税 課税 障害年金は非課税	従業員拠出相当分を 除き雑所得として所 得税課税 (公的年金 等控除)	雑所得として所得税 課税 (公的年金等控 除)	雑所得として所得税 課税 (公的年金等控 除)		

図表 1-5 公的年金等に対する課税一覧 (2/2)

	国民年金基金	退職一時金	個人年金	
			保険型 (生命保険会社等)	貯蓄型 (普通銀行等)
拠出に対する 控除	専業主 -	-	-	-
	従業員 社会保険料控除 (全額)	-	個人年金保険料 控除 (一定額)	-
積立金に対する課税	-	退職給与要支給額 ^(注1) の20% (累積限度額)までは退職給 与引当金として損金算入	-	発生する利子について利子 所得として所得税課税
給付に対する課税	雑所得として所得税課税(公 的年金等控除)	従業員拠出相当額を除き退 職所得として所得税課税	払込保険料相当分を除き雑 所得として所得税課税	-

- (注) 1. 退職給与要支給額：期末時点で従業員全員が自己都合により退職したと仮定した場合において支払うこととなる退職金総額。平成10年度改正により、
 税務上の累積限度額を40%から20%に引き下げる。ただし経過措置として、平成10年度は37%、平成11年度は33%、平成12年度は30%、平成13年度は
 27%、平成14年度は23%とする。
2. 平成12年度法改正(5%適正化)により従来の努力目標水準は2.84倍となった。一方、免除保険料率が凍結されているため、保険料ベース(税法上)では
 従来どおり2.7倍となっている。
3. 特別法人税については、平成14年度末まで課税が停止されている。
4. 確定給付企業年金法の制定に伴い、平成14年4月より可能となった。

(出典)「企業年金に関する基礎資料 平成13年9月」(厚生年金基金連合会)をもとに作成

図表 1-6 我が国及び欧米諸国の年金税制（公的年金制度）の概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
[掛金]					
(1)事業主負担分	全額損金算入 ^{注1}	全額損金算入 ^{注1}	全額損金算入 ^{注1}	全額損金算入 ^{注1}	全額損金算入 ^{注1}
(2)被用者負担分	全額を所得から控除 (社会保険料控除)	所得から全く控除し ない	所得から全く控除し ない	保険料控除 (限度額あり)	全額を所得から控除
(3)自営業者負担分	全額を所得から控除 (社会保険料控除)	1/2を所得控除	所得から全く控除し ない	保険料控除 (限度額あり)	全額を所得から控除
[年金給付金]					
(1)老齢年金	課税	課税 ^{注2}	課税	課税 ^{注3}	課税
(2)遺族年金	非課税	課税 ^{注2}	課税	課税 ^{注3}	課税
(3)障害年金	非課税	課税 ^{注2}	非課税	課税 ^{注3}	課税
給付金に対する控除	公的年金等控除	なし	なし	なし	あり

注1：いずれの国においても、掛金の事業主負担分については、被用者に対する追加的給付とみなされない。

注2：所得計算上の特例措置がある。

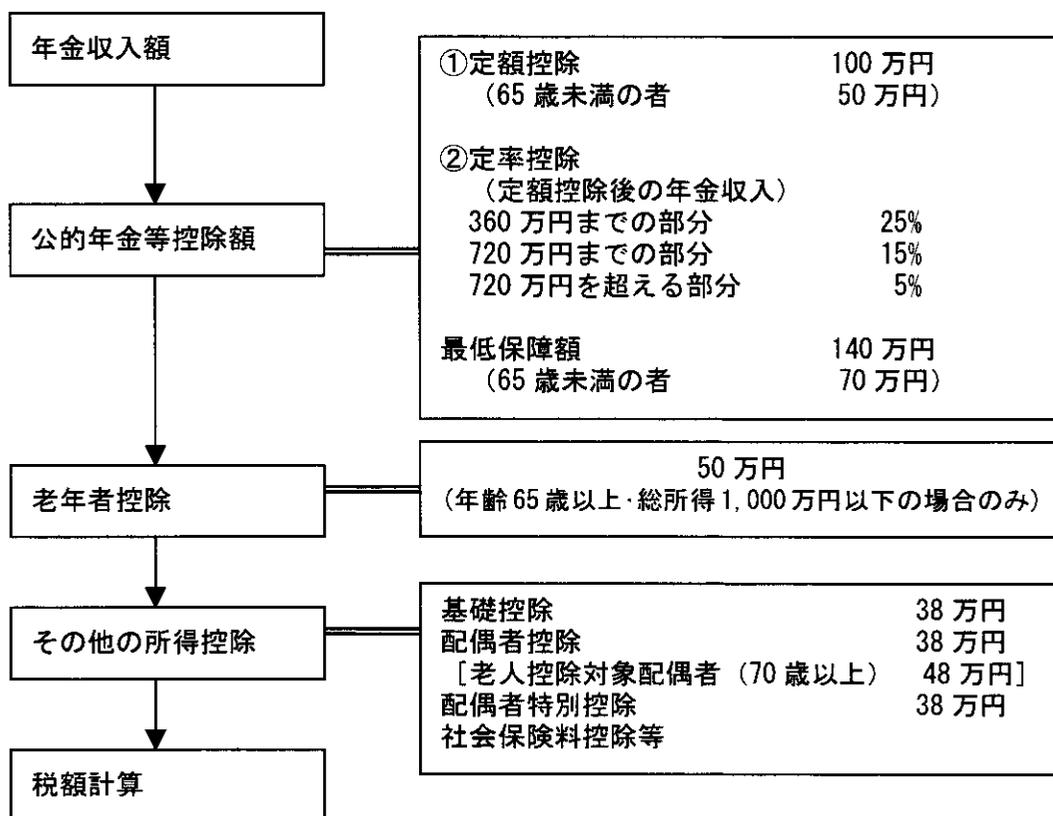
注3：給付金の一定割合が課税される。

(出典) 財務省ホームページをもとに作成

(3) 公的年金等控除の仕組み

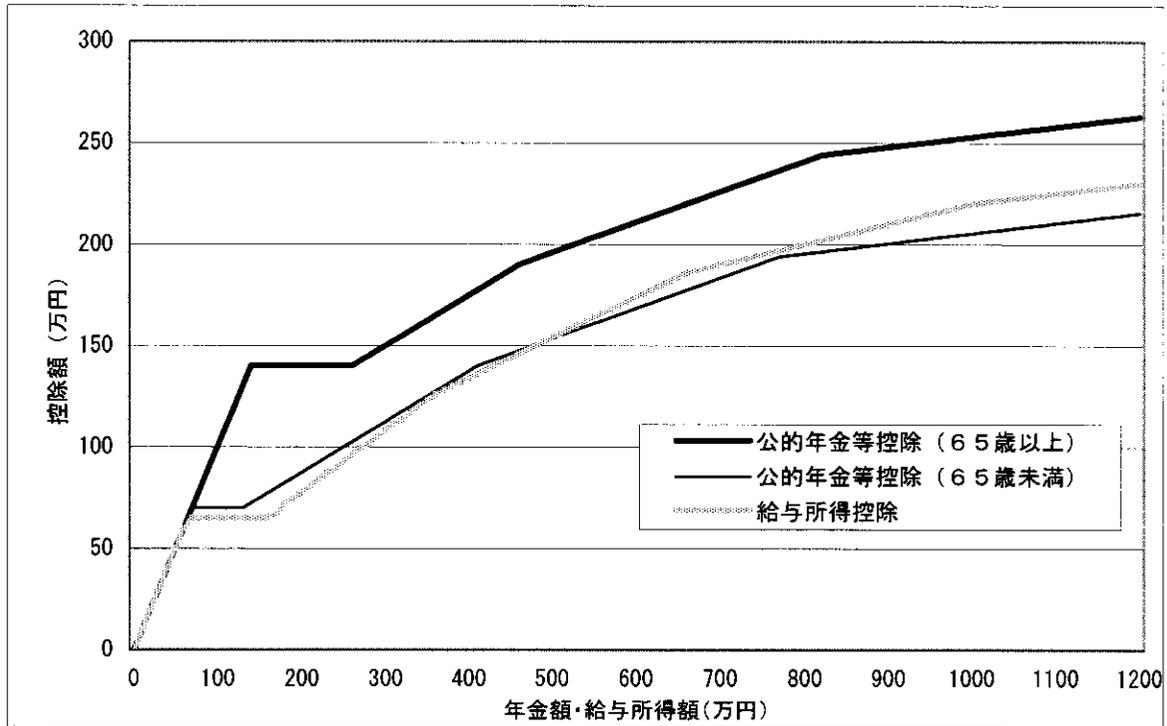
公的年金収入は雑所得に含まれ、所得税を算出する前に定額控除と定率控除と最低保障額からなる公的年金等控除が行われる(図表1-7)。年金収入に対して、まず初めに定額控除(65歳以上は100万円、65歳未満は50万円)が行われる。次に定額控除後の年金収入に対して定率控除(360万円までの部分の25%、720万円までの部分の15%、720万円を超える部分の5%)が行われる。定額控除と定率控除の合計額には最低保障額(65歳以上は140万円、65歳未満は70万円)が設定されている。この他にも老年者控除(年齢65歳以上で合計所得1,000万円未満の場合のみ、50万円)や基礎控除(38万円)や配偶者控除(38万円)や配偶者特別控除(70歳以上の配偶者、48万円)や社会保険料控除等(38万円)なども行われる。

図表1-7 公的年金等控除の仕組み



次に公的年金等控除の控除水準を、給与所得に対する控除である給与所得控除の水準と比較する（図表1-9）。65歳未満の者に係る公的年金等控除は給与所得控除とほぼ同水準であるのに対し、65歳以上の者に係る公的年金等控除はどの所得階層においても30～40万円以上、前二者より高い水準にあることがわかる。

図表1-9 年金所得と給与所得の控除水準の比較



2. 公的年金給付に係る税制についての経緯

(1) 公的年金給付の給与所得への算入

[改正年]

★昭和 32 年

[改正の背景]

★ 日本経済の正常化

★ シャープ税制²の修正

→ 昭和 30 年代前半には、給与所得控除の大幅引上げや累進課税の緩和を実施

- ・ 年金給付は、給与所得者であった者が過去の勤務に関連して受けるという性格を有し、その原資の大部分は、過去に使用者が使用者としての立場で払い込んだ料金や保険料であることから、給与の後払的の性質を持っているとして、所得分類上、給与所得に位置付けられた。
- ・ 分類の結果、年金給付は、給与等と合算した上で給与所得控除³の適用を受けることとなった。(→ 年金給付であることに着目した優遇措置ではない)

(2) 老年者年金特別控除の創設

[改正年]

★昭和 48 年

[改正の背景]

★ 日本経済の経済大国化 (GNP 自由世界第 2 位)

★ 田中内閣成立 (昭和 47 年) と列島改造プランによる積極財政の展開

→ 空前の所得税減税 (人的控除、給与所得控除の引上げ)

★ 昭和 48 年=福祉元年 5 万円年金の実現など

- ・ 公的年金制度の趣旨が国民の老後の生活安定を公的に支援するものであることから、社会福祉政策とくに老人対策の一環として老年者年金控除制度を導入した。
- ・ 年間 500 万円以下の所得の者に対して、標準的な年金額である年間 60 万円までを非課税とした。

² シャープ税制の特徴

- ・ 直接税至上主義 (累進的所得税) と間接税の縮小
- ・ 法人擬制説 (法人税=留保所得への課税)
- ・ 担税力の差異や納付制度等の税務行政上の差異を比較的軽視

³ 給与所得控除の存在意義は、政府税調の答申などで以下のように説明されている。

- ・ 給与所得の担税力の弱さと所得の把握度について他の所得と調整
- ・ 勤務に伴う必要経費の概算的な控除

(3) 年金課税の抜本改正

[改正年]

★昭和 62 年

[改正の背景]

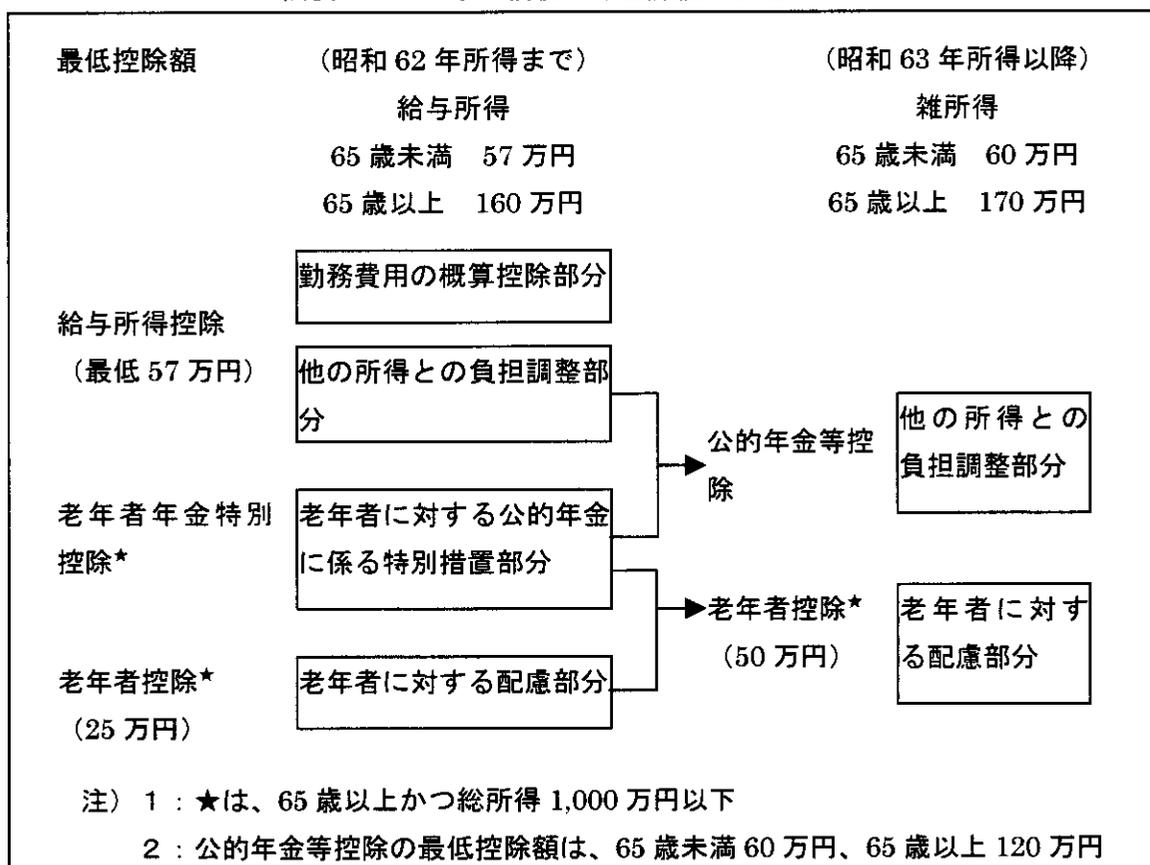
★ 一般消費税（売上税）導入に向けた検討

→ 中堅層を中心とした個人所得減税を実施

→ 併せて給与所得者の負担感を軽減するために、給与所得控除の性格を明らかにし、経費について実額控除が行うことができるよう手当

- 公的年金等所得を給与所得から雑所得に変更
 - これまで公的年金は給与所得に分類され、給与所得控除の適用を受けていたが、給与所得控除の趣旨である①勤務に伴う経費の概算控除、②勤務関係に特有の非独立的な役務提供などによる他の所得との負担調整などの点は、必ずしも公的年金には認められず、公的年金について給与所得控除を適用することは合理的でないことから、これを雑所得とすることとした。
- 老年者年金特別控除の廃止と公的年金等控除の創設、老年者控除の額の引上げ
 - 老年者年金特別控除の意義は、①公的年金と他の所得との負担調整を行うこと、②受給者の多くが老年者であるところから、公的年金に対する控除の仕組みを通じて老年者に対して税制上の配慮を加えることにあったが、このうち、税制上の配慮の在り方としては、老年者の所得一般を対象とする老年者控除を通じることが適当であるとされた。
 - 一方、公的年金が、通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情があるとされ、トータルとして、公的年金給付に係る控除水準については、受給者が経済的稼働力の通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば、基本的には現行程度の水準を維持することが適当であるとされた。

図表 1-9 改正前後の年金課税の仕組み比較



(4) 消費税導入に伴う控除水準の引上げ

[改正年]
★平成 2 年

[改正の背景]
★ 平成元年 4 月の消費税の導入
→ 真に手を差し伸べるべき者への配慮
・ 人的控除の引上げ (平成元年)

- 平成元年度改正における年金額の改善に見合う程度の額として、公的年金等控除の定額控除及び最低保障額が引き上げられた。

最低保障額	65 歳以上	120 万円	→	140 万円
	65 歳未満	60 万円	→	70 万円
定額控除	65 歳以上	80 万円	→	100 万円
	65 歳未満	40 万円	→	50 万円